



平成 18 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社富士テクノサービス  
代 表 者 名 代表取締役 高井 男  
(コード番号 2336)  
問 い 合 せ 先  
役 職 氏 名 取締役副社長 原田 久仁子  
電 話 046-250-1666

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 18 年 10 月 30 日開催予定の臨時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

種類株式の規定を設置しておりましたが、これまで発行したことがなく、今後も発行する予定がないため、必要性がないと判断して、廃止するものであります。なお、商号変更に関しては、本日開示しております「商号変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 2. 変更の内容

定款変更案は下記の通りです。

(下線部変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社富士テクノサービス</u> と称し、英文では <u>Fuji Techno Service Co.Inc.</u> と表記する。  第 2 条～第 5 条<条文の記載省略>  (発行可能株式総数および各種の株式の数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、17,420株とし、 <u>そのうち普通株式は14,220株、種類株式(議決権制限株式)は、3200株とする。</u>	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社富士テクノソリューションズ</u> と称し、英文では <u>Fuji Techno Solutions Co.Inc.</u> と表記する。  第 2 条～第 5 条<現行のとおり>  (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、17,420株とする。

<p><u>(議決権制限株式)</u>  <u>第7条 当社は、株主総会において議決権を制限した種類株式（以下「議決権制限株式」という）を発行することができる。</u>  <u>2 議決権制限株式の株主には、利益配当金、中間配当は支払われないものとする。</u>  <u>3 議決権制限株式の株主は、会社法第504条の残余財産の分配は受けられないものとする。</u>  <u>4 議決権制限株式の株主は、議決権制限株式が発行されて5年を経過した以降において、普通株式への転換を請求することができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(種類株式の転換)</u>  <u>第8条 当社が発行する種類株式は、発行の日後、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、取締役会で定める日をもって、その全部を種類株式1株につき普通株式1株の割合をもって普通株式に一斉に転換する。</u>  <u>(1) 当社を消滅会社とする合併契約書承認決議案の可決</u>  <u>(2) 当社を完全子会社とする株式交換契約書承認決議案もしくは株式移転の議案の可決</u>  <u>(3) 当社の取締役会が、当社の発行する普通株式につき、証券取引所に上場することを申請する旨または店頭売買有価証券登録原簿に登録することを申請する旨決議した場合</u></p> <p>第9条～第15条&lt;条文の記載省略&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>第7条～第13条&lt;条文番号繰上げ&gt;</p>
<p><u>(議決権制限株式が行使できる議決権)</u>  <u>第16条 当社が発行する議決権制限株式について議決権を行使することができる事項は次のとおりとする。</u>  <u>(1) 取締役の選任並びに解任に関する事項</u>  <u>(2) 貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書承認に関する事項</u>  <u>(3) 会社法第407条に定める営業譲渡等</u>  <u>(4) 株式交換または株式移転</u>  <u>(5) 会社分割</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

<p> <u>(6) 合併</u>  <u>(7) 組織変更</u>  <u>(8) 解散</u>  <u>(9) 資本の減少</u>  <u>(10) 定款の変更</u>  <u>(11) 第三者に対する有利な株式発行</u>  <u>(12) 第三者に対する有利な条件による新株予約権の発行</u>  <u>(13) 会社法第107条、第423条、第424条、第425条、第426条、第471条、第775条、第783条、第795条、第804条に規定する決議</u>  <u>2 議決権制限株式会社については、前項以外について議決権を有しないものとする。</u> </p> <p>第17条以下&lt;条文の記載省略&gt;</p>	<p>第14条以下&lt;条文番号繰上げ&gt;</p> <p>附則 本定款変更の効力発生日は、平成18年1月1日とする。なお、定款変更効力発生と同時に本附則は、削除するものとする。</p>
--	---

以上